

なぜ「リベラル」はヘイトスピーチ規制を嫌うのか？

—90年代アメリカのヘイトスピーチ規制論争と「公民権運動」の経験—

関東学院大学ほか 明戸 隆浩

1 目的

ある人(々)に対して、その人(々)が持つ変更困難な属性(人種、民族、国籍、宗教、性別、性的指向など)に基づく侮辱や中傷、脅迫を行うことは、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれる。こうしたヘイトスピーチは、その対象となる人々、とりわけマイノリティにとってきわめて大きな苦痛を強いるものであり、とくに20世紀半ば以降、ヨーロッパ諸国を中心に法的な規制が進められている。これに対してアメリカでは、こうした規制は「表現の自由」を制約する点で許容されないという主張が支配的で、ヘイトスピーチそれ自体に対する規制は、現在のところ行われていない。こうしたことをふまえて本報告では、1990年代におけるアメリカのヘイトスピーチ規制をめぐる論争を、「表現の自由」を重視する「リベラル」の主張を中心に検討することを通して、一般的にはマイノリティの側に立つことが多い「リベラル」が、なぜヘイトスピーチ規制においてはむしろ逆の立場をとったのかという問題について考察したい。

2 方法

こうしたヘイトスピーチ規制についての研究は、そのほとんどが、規制にかかわる判決や学説の内容を法学(とりわけ憲法および刑法)的な観点から検討したものである。また Bleich (2011) のように、アメリカを含む各国の制度を社会的文脈との関連で比較検討したものもあるが、判決や学説の思想的な内容と社会的文脈との関連についての検討は、そこにおいても必ずしも十分なものではない。こうしたことをふまえて本報告では、ヘイトスピーチ規制にかかわる判決や思想をおもに知識人論的な観点からとらえ、それらが位置する社会的文脈を明らかにしたい。具体的には、ヘイトスピーチ規制をめぐる論争において「リベラル」の立場に立った代表的な論者(法哲学者のロナルド・ドウォーキン、憲法学者のロバート・ポスト、ACLU(アメリカ自由人権協会)前会長のナディーン・ストロッセンなど)の議論を中心に検討することになる。

3 結果

一般的には、アメリカにおいてヘイトスピーチ規制よりも「表現の自由」が重視される背景にあるのは、合衆国憲法修正第一条の規定に象徴される「建国の理念」だとされることが多い。しかし、先に挙げた Bleich (2011) では、こうした見方に対する部分的な批判として、1940年代および1950年代には、連邦最高裁においてヘイトスピーチを違法とする判決が複数出されていることが指摘されている。本報告ではこうしたことをふまえて、90年代の論争において「リベラル」が規制よりも「表現の自由」を優先した背景にあるのは、むしろ60年代以降の「公民権運動」の経験であるという主張を提起する。具体的には、「表現の自由」が公民権運動に対していかに大きな貢献をなしたのかという議論が、90年代における「リベラル」の主張において、正当化のための重要な言説資源になっていることを指摘することになる。

4 結論

本報告の議論のポイントの一つは、90年代の「リベラル」が(少なくとも一見したところでは)マイノリティの利益に反する立場を取るようになった背景には、公民権運動という文脈においてはマイノリティを支持する方向に機能した「表現の自由」という理念を、その後もそのまま原則として維持し続けたことがある、というものである。こうした視点は、アメリカと同様に「表現の自由」をヘイトスピーチ規制に優越させる議論が支配的な日本において今後の議論の可能性を考える上でも、一定の示唆を与えるものと思われる。

文献

Bleich, Erik, 2011, *The Freedom to Be Racist?: How the United States and Europe Struggle to Preserve Freedom and Combat Racism*, Oxford University Press.